

令和7年度杉並区特別職報酬等審議会

項目	内 容
日 時	令和 7 年 11 月 5 日 (水) 午後 4 時～午後 6 時
場 所	第 3 ・ 4 委員会室
出 席 者	飯島 典子 岩倉 礼子 牛山 久仁彦 (オンライン) 神谷 次彥 酒井 博 田中 奈那子 宮崎 静子
欠 席 者	3 名 佐藤 慎祐 五十嵐 裕美 内藤 一夫
出席説明員	副区長 渡辺 幸一 総務部長 山田 隆史 人事課長 木下 宏純 職員厚生担当課長 尾上 真美子 総務課長 浅川 祐司 区議会事務局長 秋吉 誠吾 区議会事務局次長 村野 貴弘 教育委員会事務局庶務課長 近藤 高成 監査委員事務局長 田中 哲
傍聴者数	0 名
議 事	・特別職報酬等について ・政務活動費について
会 議 資 料	特別職報酬等審議会 次第 特別職報酬等審議会 委員名簿 席次表 審議資料 1 特別職報酬等審議会条例等 審議資料 2 特別職報酬等審議会設置にかかる経緯等 審議資料 3 特別職の給与等 審議資料 4 杉並区の財政状況等 審議資料 5 国の経済・賃金動向等 審議資料 6 特別報酬等の改定及び 23 区の状況 審議資料 7 令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 審議資料 8 政務活動費関係資料

総務課長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年度杉並区特別職報酬等審議会を開会させていただきます。

改めまして、本日はお忙しい中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

私は、総務課長の浅川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本審議会ですが、区長の諮問により、特別職等の給与等について審議・答申を頂くため、10名以内の委員で構成される、条例に基づき設置されている審議会となってございます。

委員の皆様の任期につきましては2年となっておりまして、本日は、委員改選後、最初の開催でございますので、この後、会長を選出していただくまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず初めに、委員の皆様のお手元には委嘱状をご配布させていただきました。本来でございましたら、杉並区長より直接委員の皆様にお渡しさせていただくところでございますけれども、時間の関係上、席上配付とさせていただきました。ご了承いただければと思います。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

以降は着座にて失礼させていただきます。

資料につきましては、事前に郵送したものを本日ご持参いただいているかと思いますが、順に確認させていただきます。まず、本日の次第でございます。続きまして、委員名簿。次に席次でございます。

以降は、資料の右肩に資料番号を振ってございますので、順に確認させていただきます。まず、資料1「特別職報酬等審議会条例」でございまして、2枚目には審議会の傍聴要綱をおつけしております。資料2といたしまして、「特別職報酬等審議会設置にかかる経緯等」、資料3「特別職の給与等」、資料4「杉並区の財政状況等」、資料5「国の経済・賃金動向等」。なお、この資料5のうち、一部につきましては、最新の資料を本日、席上に別途配付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、資料6「特別職報酬等の改定及び23区の状況」、資料7「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」、資料8「政務活動費関係資料」、以上8点でございます。ちょっと量が多くなってございますが、資料に過不足、落丁等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。もし、何か途中でお気づきの点がございましたら、職員にお声がけいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。私がお名前をお呼びさせていただきますので、その場でご起立いただければと思います。

まずは、杉並区スポーツ協会からご推薦いただきました飯島典子委員でございます。

飯島委員 飯島です。よろしくお願ひいたします。

総務課長 続きまして、日本公認会計士協会東京会杉並会からご推薦いただきました岩倉礼子委員でございます。

岩倉委員 岩倉です。よろしくお願ひいたします。

総務課長 本日は、オンライン参加となっております、明治大学政治経済学部からご推薦いただきました牛山久仁彦委員でございます。

牛山委員 牛山でございます。すみません、ちょっと今日は体調を崩しまして、失礼いたします。よろしくお願ひいたします。

総務課長 よろしくお願ひいたします。続きまして、連合杉並地区協議会からご推薦いただきました酒井博委員でございます。

酒井委員 酒井です。よろしくお願ひいたします。

総務課長 酒井委員には今期からご就任いただいております。続きまして、杉並区社会福祉協議会からご推薦いただきました田中奈那子委員でございます。

田中委員 田中でございます。よろしくお願ひします。

総務課長 田中委員も今期からご就任いただいております。続きまして、東京商工会議所杉並支部からご推薦いただきました神谷次彦委員でございます。

神谷委員 神谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長 神谷委員も今期からご就任いただいております。本日、残念ながらご都合がつかず、4名の委員の方がご欠席なのですけれども、ご紹介させていただきます。

まず、杉並産業協会からご推薦いただきました佐藤慎祐委員でございます。続きまして、杉並法曹会からご推薦いただきました五十嵐裕美委員でございます。続きまして、杉並区商店会連合会からご推薦いただきました内藤一夫委員でございます。続きまして、杉並区町会連合会からご推薦いただきました宮崎靜子委員でございます。宮崎委員につきましては、この前の予定が早く終わった場合には遅れて参加ということも可能だと伺っておりますので、お席には資料等をご予定させていただいております。以上、10名の委員の方々となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、牛山委員のオンライン参加も含め、6名の委員の皆様にご出席していただきしておりますので、審議会条例第6条第2項に基づく定足数は満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、区側の出席者をご紹介させていただきます。

区長の岸本聰子でございますけれども、他の公務のため本日出席することができません。大変申し訳ございません。

続きまして、副区長の渡辺幸一でございます。

渡辺副区長 どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長 総務部長の山田隆史でございます。

総務部長 どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長 人事課長の木下宏純でございます。

人事課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長 職員厚生担当課長の尾上真美子でございます。

職員厚生担当課長 よろしくお願ひいたします。

総務課長 区議会事務局長の秋吉誠吾でございます。

区議会事務局長 よろしくお願ひいたします。

総務課長 同じく、区議会事務局次長の村野貴弘でございます。

区議会事務局次長 よろしくお願ひいたします。

総務課長 教育委員会事務局庶務課長の近藤高成でございます。

教育委員会事務局庶務課長 よろしくお願ひします。

総務課長 監査委員事務局長の田中哲でございます。

監査委員事務局長 よろしくお願ひします。

総務課長 最後に、改めまして、総務課長の浅川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に先立ちまして、渡辺副区長から一言ご挨拶をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

渡辺副区長 では、改めまして、副区長の渡辺でございます。

本日は大変お忙しい中、令和7年度特別職報酬等審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より杉並区政に多大なるご協力を頂くとともに、本審議会委員を今回お引き受けいただき、重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本審議会は、「区議会議員の議員報酬」及び「政務活動費の額」並びに「区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額」に関わる事項について、区長からの諮問に基づき、皆様に公正・中立な立場からご審議いただき、答申を頂戴するものでございます。

さて、国全体の状況に目を向けてみると、内閣府による先月の月例経済報告では、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している」としております、また、春闘の最終回答も、昨年は実に3年ぶりに5%のベースアップ水準となってございますけれども、今年はその水準をさらに上回る5.25%のベースアップの最終回答結果が出されてございます。

一方、米など食品を中心とした物価上昇も続いてございまして、その影響を受けた実質賃金の回復の遅れなど、懸案事項も多々あるところでございます。

また、私ども特別区の状況に目を転じますと、区税収入などが増加傾向にあるものの、先ほど触れましたトランプ政権による関税政策の影響や、ふるさと納税制度など国による不合理な税制改正の影響などを踏まえますと、決して楽観視できるものではないと捉えてございます。

このような景気動向の中、先日、特別区人事委員会が公民格差の結果を踏まえ、4年連続で月例給・特別給ともに引き上げ勧告を行ったということは、皆様もご存じのことかと存じます。

本日の審議会では、こうした現在の客観的な状況を踏まえ、様々な観点から、公正・中立な立場で、委員の皆様からご意見を頂戴できればと考えてございます。

ご審議方、どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長 本日の会議は委員改選後、初めての審議会となってございますので、委員の中から会長を選出していただければと考えております。選出方法ですけれども、特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定によりまして、「委員の互選によって定めること」となってございます。

どなたか立候補またはご推薦がございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

飯島委員 私は、岩倉委員が適當だと思います。

総務課長 ただいま、岩倉委員をご推薦ということでご発言がありましたけれども、そのほかご推薦等はございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

それでは、岩倉委員に会長をお願いするということで、皆様いかがでしょうか。岩倉委員もいかがでしょうか。

岩倉委員 はい。かしこまりました。

総務課長 ご快諾いただきまして、ありがとうございます。それでは、会長席に移動していただき、一言ご挨拶いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

岩倉会長 ただいま、会長に選出いただきました岩倉でございます。何分不慣れな点もあるかと思いますが、皆様のお力を借りて審議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、着座にて進めていきます。

総務課長 ありがとうございました。それでは、以降の議事進行については、岩倉会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

岩倉会長 それでは、皆様、円滑な議事進行にご協力ををお願いいたします。それでは、当審議会に対する区長の諮問をお受けしたいと思います。渡辺副区長、お願ひいたします。

渡辺副区長 それでは、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、杉並区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、諮問させていただきます。

7 杉並第40858号、令和7年11月5日、杉並区特別職報酬等審議会会長様。杉並区長、岸本聰子。区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について諮問。区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、杉並区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。よろしくお願ひいたします。

(諮問文 手交)

岩倉会長 お受けいたしました。それでは、これから審議に入りますので、副区長には退室していただきます。

渡辺副区長 どうぞよろしくお願ひいたします。

岩倉会長 事務局から、諮問文の写しを委員の皆様にご配付お願いたします。

審議を始める前に、会の運営について確認いたします。審議会の会議は原則公開となっております。本日の会議も公開で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 異議がございませんので、公開で行うことといたします。傍聴については、審議資料1にあります「杉並区特別職報酬等審議会傍聴要綱」に基づき手続を行うこととし、傍聴人から撮影、録音及び電子機器の使用の申出がありましたら、これを認めたいと思います。

次に、事務局から会議資料及び会議録の取扱いについて、説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、私からまず3点ご説明をさせていただきます。

まず、1点目でございます。会議資料は区の公式ホームページで、明日以降に公開といたします。

続きまして、会議録作成のため会議の様子を録音させていただきます。ご発言の際は、お手元にマイクを何本かご用意させていただいておりますので、お手元のマイクのスイッチを入れてお使いいただくよう、よろしくお願ひいたします。

3点目でございます。作成した会議録は区のホームページに公開いたします。会議録の公開に当たりましては、事前に皆様のご確認を頂いた上で、今回以降、発言者の氏名を記載して公表となりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

岩倉会長 皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 それでは、ただいまから審議に入ります。

審議に当たり、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、本審議会の制度説明、区長の諮問の趣旨などについて、事務局から説明をお願いいたします。

総務課長 それでは私から、審議会制度の説明、区長からの諮問の趣旨等について、改めてご説明させていただければと思います。配布した資料を使用しながら進めますのでご確認ください。

まず、本審議会制度が創られた経緯と役割について、ご説明させていただきます。

特別職報酬等審議会の歴史は古く、昭和39年の自治省の事務次官通知に遡ります。審議資料2をご確認いただければと思います。

昭和39年当時、議決権のある議員が自らの報酬を決めるることは、いわゆる「お手盛り」との批判があったことから、「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定については、第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められること」としまして、事務次官通知が発出されたところです。これにつきましては、広く民意を反映するために審議会が設置されるものであることも明確化されております。このことから、社会情勢、区の財政状況、他自治体の状況など、多角的な視点から特別職の報酬について皆様方にご議論いただきまして、報酬の改定に当たって広く民意を反映させる役割を持つのが本審議会の役割となってございます。

また、政務活動費ですけれども、この審議資料2の裏面をご確認いただければと思います。議員には、報酬と期末手当のほか、議員としての調査や研究、活動の経費として「政務活動費」が支給されます。この政務活動費は、税金を原資として支給するものですが、その額の妥当性や使途の透明性が求められることから、特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見等をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮するといったことが平成12年の自治省通知にも記載されていることから、本区においても本審議会の審議事項としているところでございます。

資料が戻りますが、資料1をご覧いただければと思います。

本審議会の条例ですが、本審議会条例第2条では、「区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、」と規定しており、本年の民間の賃金動向等を勘案すると、特別職報酬等についても見直しは必要であるとの認識の基に、先ほど諮問させていただいたいた次第でございます。

次に、審議いただく範囲についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

区長の給与の例示がございますけれども、網かけの色が濃くなっている部分が給与の対象でございます。期末手当は民間のボーナスに相当するものですけれども、給料月額・報酬月額を算定基礎としておりますので、審議対象の給料の額等と密接な関係にあることから、例年、併せて皆様方からご意見を頂いているところでございます。

なお、欄外に記載しておりますけれども、議員は報酬と期末手当が支給され、その他の手当は支給されておりません。

本日の会議の到達点でございますが、岩倉会長の進行の下、区長の諮問に対する本審議会としての答申の骨子となる、「改定の適否」「仮に改定するのであれば、どのような内容が妥当なのか」などの大きな方向性につきまして、皆様方からご意見を頂き、まとめていければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

岩倉会長 ありがとうございます。ただいまの説明も含めて、後ほど一括して質問をお受けいたしますので、具体的な審議事項に移りたいと思います。

審議の順ですが、まず、報酬・給料についての議論をまとめます。その後に議員の政務活動費の議論に移るという流れで進行したいと思います。

まず、「報酬・給料について」です。区長の諮問に対して当審議会が答申する範囲は、条例の規定より「給料・報酬の月額」ですが、期末手当は、給料等の月額を基礎としており、密接に関連していることは先ほど説明を受けたとおりでございます。そうしたことから、委員の皆様からは、「給料・報酬の月額」に限定せず、特別職の報酬改定全般に関して様々なご意見をお聞きしたいと思いますが、事務局、それでよろしいでしょうか。

総務課長 そのようにお願いできればと思います。

岩倉会長 一方で、限られた時間の中で議論が拡散しないためには、意見を出すポイントを明確にしないといけないと思いますので、諮問の趣旨と先ほど事務局が想定している本日の議論の到達点から、大きく2つに関して皆様のご意見を頂ければと考えております。まず1つ目は、報酬等を改定するか否か。そして2つ目は、仮に改定する場合、どの程度の水準とすることが妥当かです。

まず1つ目の、特別職の報酬等に関して改定するか否かの議論をしたいと思います。その判断材料として、審議資料4と5の区の財政状況や民間賃金の動向などについて、事務局から関連する資料の説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、審議資料4及び5を使いまして、ご説明させていただきます。

特別職の報酬等については、その原資は言うまでもなく税でございます。これまで、過去の本審議会の議論の過程におきまして、複数の委員の皆様から、例えばふるさと納税に関する特別区税の流失に関して、財政的にはどういった影響があるのかといったご意見ですか、区議会からも、区の財政状況については、例えば起債や基金の状況も踏まえて、単に総額だけでなく、区民1人当たりに換算することや、他区との比較など、多角的な視点で総合的に判断できるよう審議会の委員の皆様に情報提供してほしいとい

うご要望もあったことを踏まえまして、まず、前提条件となる区の財政状況等について説明させていただきます。

審議資料4の1ページ目をご覧いただければと思います。「23区別の行政数値の比較」でございます。表の中段に杉並区がございますけれども、杉並区は、人口が23区で多いほうから7番目、世帯数は同じく7番目となってございます。区の面積は8番目の広さで、議員数は4番目、区の職員数は7番目に多いということになっております。一番右の、令和7年度の普通会計の当初予算でございますが約2,450億円で、23区で9番目となってございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。「杉並区における財政状況の推移」でございます。一番右の令和6年度をご覧いただければと思います。歳入総額が2,467億円余、歳出総額は2,339億円余となってございまして、いずれも前の年度から増となってございます。

そして、「歳入総額」のA欄から「歳出総額」のB欄を引き、さらに「翌年度に繰り越すべき財源」のD欄を差し引いたものが「F欄」でございまして、実質収支額となっておりますが、その額としまして約127億円余となってございます。その上にある実質収支比率「E欄」については、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示すもので、こちらは8.3%となってございます。次に、経常収支比率「H欄」でござります。この経常収支比率とは財政構造の弾力性を示すものでございまして、毎年入ってくる経常的な収入が、人件費や扶助費、公債費など、いわゆる容易に縮減できない経常的に支出される額にどれだけ充てられるかを示すものになってございます。令和6年度については80.9%となってございます。最後に、人件費比率「K欄」ですが、こちらは16.8%となってございます。

続きまして、3ページでございます。今、申し上げた数値をグラフ化したものになります。上のグラフですね。杉並区は黒い四角、23区の平均は白い三角で表示しております。上段の実質収支比率は、杉並区が23区の平均より少々高くなっています。下段は経常収支比率でございますけれども、こちらも23区の平均77.7%と比べると、若干数値が高めで推移しているところでございます。

次の4ページ目は、区債と基金の残高の推移でございます。上段のグラフでございますけれども、令和6年度の区債の残高は348億円で、その下の18億円というのは、当該年度の発行額となってございます。また、下段のグラフは主な基金残高の推移となっておりまして、財政調整基金、施設整備基金、減債基金の合計として、令和6年度で約923億円となってございます。このグラフからも基金につきましては着実に積み上げていることが見て取れるかと思います。

続きまして、5ページでございます。今、ご説明した区債と積立基金の残高を区民1人当たりで換算したものでございます。これは特別区平均と比較しておりますけれども、区債残高は特別区の平均を若干上回っており、基金積立残高は、逆に特別区平均より下回っているという結果となってございます。

続きまして、6ページでございます。昨年度の本審議会でも話題になりました「ふるさと納税」に関する資料でございます。特別区税収入が堅調に推移する中で、ふるさと

納税による寄附金税額控除額、いわゆる流出額でございますけれども、令和6年度には53.3億円で、増加傾向が見て取れるかと思います。

続きまして、7ページ目でございますけれども、職員数及び人件費の推移となってございます。令和6年度は3,583人。これは常勤の職員の数で、再任用のフルタイム職員も含んでございます。

その下のグラフは、人件費と人件費比率の推移でございます。一番右側の令和6年度を御覧いただければと思いますが、人件費の総額は393億円、退職手当を除く人件費は366億円となってございます。人件費総額、人件費比率ともに前年度令和5年度より上がっておりますが、これは公務員の定年が延長されており、現在60歳から65歳に引き上げられる途中段階となっております。この改正は令和5年度から始まったところなのですけれども、この定年の引き上げというのは、段階的に2年ごとに1歳ずつ上げるということで行われております。定年退職者が発生する年度と、発生しない年度が1年おきに交互にあります。令和6年度は「定年退職者あり」の年になりますので、退職手当が多いということで、人件費に関して金額が高くなっているところでございます。

参考までに、去る10月15日、決算議会といわれる第3回区議会定例会が終了いたしましたけれども、令和6年度の決算につきまして、当区の財政状況は健全であるという旨の監査委員のご意見も頂き、区議会からも令和6年度決算について認定していただいたことを申し添えさせていただきます。

次に、審議資料5をご覧ください。「経済・賃金動向について」です。

まず資料5-1ですが、こちらは内閣府の月例経済報告、日本経済の基調判断の月別の推移でございますが、総じて「景気は回復傾向」でございます。

続いて、資料5-2で本年9月の基調判断の資料となりますけれども、先ほど副区長からもお話もあったとおり、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している」ことが示されている一方、先行きにつきましては懸念材料も記載されているものでございます。

資料5-3でございますが、今年の春闘の結果でございまして、こちらも昨年の33年ぶりの5%超えを更に上回ったというところでございます。

次の資料5-4は消費者物価指数でございます。事前にお送りさせていただいたものが8月時点のもので、本日、席上に配付させていただいたものが最新の9月時点のものでございます。表にあります変動の大きい生鮮食品を除く総合指数は、9月時点で111.4、前年度同月比2.9%の上昇となっており、依然として高い水準で推移しているということが見て取れると思います。

次に、資料5-5でございます。勤労統計調査の結果ですが、こちらは実質賃金に関する資料となります。こちらも最新の8月分を本日席上に配付させていただきましたが、表の中を見ますと、現金給与総額は前年比1.3%増となっておりまして、その一方、5ページの折れ線グラフに記載の実質賃金は、前年比マイナス1.7%。本年1月よりマイナスへ転じたという結果が見て取れるかと思います。

以上でございます。

岩倉会長 ありがとうございました。ただいまの説明に対してご質問があれば先にお受けしたいと思います。質問がある方は挙手をお願いします。

ないようでしたら、私のほうから皆様にお聞きしたいことがございます。

まず、杉並区の財政状況は、これまでふるさと納税の流出額の議論があったと思いますけれども、今回の資料を見て感じしたことなど何かございますか。それでは飯島委員お願いできますか。

飯島委員 毎年、杉並区は、特別区税がアップしている割には、ふるさと納税にかかるお金というのがすごく増えているということで、今年も50億円くらいということなのですけれども、これは本当に大変なことだと私は思うのですが、昨年質問したときには「杉並区の財政は健全なので、このくらいだ」ということだったのですけど、流出額が年々増えていますよね。これに対して、例えば地方ではよく返礼品とかを考えていると思いますが、杉並区は何かそういうのを考えているのですか。

総務課長 資料4の6ページでございますけれども、今のご指摘のとおり、6年度ふるさと納税の流出額というのが50億円を超えて53.3億円ということになっております。よく例えで出るのは、「この50億円は区財政でどのくらいの規模なのか」というところなのですが、学校を建て替える経費と大体同じと言われており、建て替え経費1校分が流出しているということになります。

今ご指摘がございましたとおり、返礼品について、地方はやはり都市部に人口が流出するという現状があるので、自分たちの地元を活性化させようということで様々名物となっているような品を返礼品として、ふるさと納税を募っているところはあるのですけれども、一方で杉並区の場合については、これは23区も同じなのですが、それが正しい寄附文化なのかというところで、今まで返礼品競争に参画しないという方針の下、こういった現状について、例えば児童養護施設の子どもたちが作った作品等を返礼品に、ということで取り組んできたところでございます。一方、もう流出する一方ということですので、区としても考えていかなければいけないだろうということで、改めて区内部で、名物の品ですとか、新しい取組はどういうことができるのかというところで、いま一度、区としても体制を整えて考えていこうという現状となってございます。

岩倉会長 どうですか。今のご説明をお聞きになって、区の財政が安定しているとお感じになりましたか。

飯島委員 あまりにも私にとっては50億円というのが、まるきりよく分からない金額なのです、申し訳ないですが。杉並区として、今年1年で50億円出していくというのは、やはり考えなくてはいけないのかなと思います。多分これから検討されるのだと思いますけれども、その辺のところよろしくお願ひしますとしか言えないです。すみません。

総務部長 少し補足的にお話しさせていただきます。今、委員からあった素朴なご不安というあたりは、恐らく区民の方の多くが感じてらっしゃる思いなのかなと区としても捉えております。

そもそもこのふるさと納税制度そのものが、いわば自分たちの自治会の会費がほかの自治会に取られてしまうという、過去にそういう表現をした方もいらっしゃいましたけれども、本来であれば自分たちの自治のために使う区民税が、制度上、ほかの自治体に

取られていってしまうということで、そもそもその在り方に課題があるのではないかということで、特別区長会、23区としては制度の見直しということをずっと言ってきたのですが、今、制度自体を廃止してほしいということで、東京の貴重な税源、区民税が流出しているということについて非常に危機感を持っているということはございます。

とはいっても、制度として、何か違法なことをしているというわけではありませんから、区民の方もいろいろな考え方に基づいてふるさと納税をしているということがございますので、返礼品競争というものに区がどのように立ち向かっていくかということについては、今年度ふるさと納税について杉並区も返礼品を区ならではの物を開発していくこうということで、事業者と一緒に返礼品を取りそろえるような作業を始めているところでございます。とはいっても、お米とかお酒とかお魚とか、いわゆる名産品ということでいうと地方と比べて乏しいことも現実でございますので、何か体験型の返礼品ということで例えば阿波おどりみたいなものに対してどう考えていくかとか、あるいは杉並といえば荻窪のラーメンというような、そういうものが返礼品にできないかとか、区内でも知恵を絞って、区としてもどういったことができるかということを議会にも報告しながら進めているところでございます。

それから、少し長くなつて恐縮なのですが、主な基金残高というところで、同じ資料4の4ページにございます。今年度の主な基金、いわゆる区の貯金ですね。この残高が923億円ということでございまして、昨年度の862億円から比べますと60億円を超える貯金を積み増しているということもございます。ですから、ふるさと納税については、今申し上げましたように特別区長会として国にも制度の廃止を求めるということも併せてしながら、区としての返礼品もいろいろな工夫をしていくこうということ、その上で、税収が上がっている中での貯金、基金は積み増しているという状況がございますので、そういうことを総合的に見ていただくということで、私どもとしては、区の財政で何か今すぐに危険な状況に陥るということはないということで議会にご説明して、ご理解いただいているということでございますので、併せて申し添えたいと思います。

岩倉会長 ありがとうございます。

田中委員 1つ質問してもよろしいでしょうか。給食が無償化になりましたよね。それは本当に保護者にとってありがたいことだと思うのですけれども、大体年間杉並区で22億円ぐらい給食無償化に費用を使っているのだろうと思うのですけど、それに対して基金がございますけど、将来ずっと無償化でいくと、その基金がどんどん目減りするということになりますよね。それは大丈夫ですかね、区政として。

総務部長 今ご指摘があった給食費の無償化についてのみ申し上げますと、これは区から再三この間も議会でも申し上げているのは、本来は給食費の無償化は国がやるべきであろうと。義務教育についての無償化の議論は、そういう立場で当初から話をしてきていました。国も、今、政府で、給食費の無償化について国の財源で何とかできないかということでの議論がかなり具体的に進んできているということも聞いてございます。やはり今、子育て支援、また、杉並区で生み育てて、成人までぜひ杉並区に住んでいただきたいというときに、子育て・教育にかかる費用をみんなで分担していく

ということは大事なことだと思っておりますけれども、全てを区でやっていくということはなかなか難しいということを考えながら、国に対しても給食費の無償化、これは国が本来やるべきだということで最初から言つてまいりましたところでもございます。

今、田中委員からご指摘があったように、区が優先的にやらなければいけないものとは何なのかとか、あるいはこのままで区が負担し続けて大丈夫なのかなという声も、議会からも、区民の方からも頂戴しているところではございますけれども、財源としては東京都や国に訴えることでしっかりと獲得していくということも併せてやっていきたいと考えているところでございます。

岩倉会長 よろしいでしょうか。別の視点から、国内賃金は、昨年、今年とこれまでにないペアの水準だったと思います。一方で、実質賃金の回復はまだまだといったところだと思いますが、酒井委員は、労働組合のお立場でこのような民間の賃金動向をどのように捉えていらっしゃいますか。

酒井委員 ペア 5 %というのはすごい数字で、連合が掲げているところでございますし、昨年、今年と高水準だというのは実感がある方もいらっしゃるのかなと思います。いわゆる大企業、高水準の利益を上げている企業がありますし、私ども中小企業の人間にとてみれば、その 5 %という数字はなかなかいかないのですけれども、全体として、労働組合として、今、流行らないでしおけれども闘って勝ち取っているところは、やはり 3 %、4 %来ています。こうした流れも今のところあるので、来年の春闘がもう一度アクセルを踏めるかどうかという形で捉えておりますので、その辺は今年の回答は、これは個人の話ですけれども、我々中小企業の人間にとてちょっと後押しになればと思っております。

岩倉会長 ありがとうございます。業種や役職を問わず国全体で賃金の底上げを図っていく中で、公務部門が果たしていく役割はどのように考えてらっしゃいますか。

酒井委員 私は連合の中で、特に杉並も、いわゆる自治労さんが入っている、いわゆる公務員的なところもあります。その辺の意見も聞いていますし、郵便局の方、JP労組の方の話も聞いております。今、JPは公務員ではございませんが、公務員的という形で捉えております。もちろん、公務部門の賃上げが上がれば全体の底上げになるという形になると思いますので、その考えは大いに結構かと思っております。

岩倉会長 ありがとうございます。田中委員は今年度から委員をされていますけれども、昨年の議論において、人材確保というご意見が複数ありました。一般的な仕事のやりがいは給与条件だけではないと思いますが、区議会も若い世代の方が増えております。よい人材を確保していく観点からは、杉並区の区長や議員の給料、報酬はどうあるべきだと思われますか。

田中委員 難しい質問ですね。確かに有能な将来的な職員を考えると、有能な方を取るためににはやはり給与は高いほうがいいと思いますし、それだけではなくて、やはり職場環境。若い方が今すぐ退職してしまうということにもつながりますので、そういう点でいろいろな課題はあると思いますけれども、1つはやはり給与の問題が大きいのかなと思います。ただ、それにはやはり杉並区政が区民から信頼を勝ち取ることが一番だと思つ

ていますので、そのところをどのようにこれから捉えていくかというところが大事なのかなと思っています。

岩倉会長 以前、教育委員を務めてくださっていたと思うのですけれども、特別職、主に区長や教育長などの職にどのようなイメージをお持ちですか。

田中委員 教育長とは割といろいろお仕事上接点がありまして、教育現場というのは本当に課題が山積していまして、教育長を見ていてもその責任の重さをひしひしと感じていましたし、物事によっては、課題によってはすぐ対応しなくてはいけないスピード性もありますし、判断力とか、そういうところをすごく身近で見させていただいて、大変なお仕事だなというのは常々感じて、少しでも力になればと思って役割を果たしてまいりました。

岩倉会長 ありがとうございます。神谷委員は、東京商工会議所という大きな組織にいらっしゃいまして、様々な企業の経営支援などにご尽力されていると思いますが、東京都全体を俯瞰できるお立場から、経済の活性化などの観点からはほかの区や市などの状況など、官民間わずどのような動きをとっていくべきだとお考えですか。

神谷委員 東京商工会議所の杉並支部の会長にこの11月から就任したのですけれども、中小企業全体の状況というのは、先ほどお示しいただいた「景気が緩やかに回復している」という資料があったのですけれども、実態経済としては、かなり中小企業は厳しい経営環境に置かれていると思います。賃金の上昇であったり、人手不足であったり、あるいは物価の高騰、資材の高騰、様々な部分が非常に経営に大きな課題を突きつけています。そういった意味では、与信会社である帝国データバンク、あるいは東京商工リサーチでも、定期的に来る資料によりますと、毎月倒産件数を更新したという記事も載っています。したがって、この「緩やかに回復している」という景気の話というのは、どこの部分を言ってらっしゃるのかというのは、ちょっと疑問符はつくのですが、実態としては、東京商工会議所杉並支部においては、皆さんやはりいろいろな経営課題を抱えているなというのが実態ではないかなという印象です。

あと杉並区は非常に人口も増えてきているということで、いろいろな意味での税収もここでお示しされているように非常に順調に推移されていると思いますけれども、今、特にそういった意味では問題なく財務面でも順調なのかなと。ただ、人口が増えていることによって得ている収入とすると、今後、少子化というか人口減少ですね、そういうことを考えると、先々は検討すべきこともあるのかなと感じました。

岩倉会長 ありがとうございます。オンラインで参加してくださっている牛山委員、よろしいでしょうか。

牛山委員 はい。大丈夫です。

岩倉会長 2年前、令和5年度の改定に関わるこの審議会をご経験されておりますけれども、私たち審議会のスタンスとしてはどのように臨むべきだとお考えでしょうか。

牛山委員 首長をはじめとする特別職の皆さんの報酬ということについては、やはり最近だと、「身を切る改革」とか、財政が厳しい中で削減していくという視点も示されたりして、大事なことではあるかと思うのですけれども、一方で、ほかの自治体もそうですが、杉並区ほどの規模にあってたくさんの仕事をされている中で、それがある程度余裕

のある方でないとできないということで、もうそれはそれで問題だと思っております。したがって、先ほど民間の給与水準のお話も頂いたり、それからやはり人事院勧告等で公務員の給与の動向がどうなっているかということを踏まえて、客観的に適切にその金額を決めていくということに議論を尽くすということが必要なのだと思っております。

昨年度もその前も、景気が回復してきたり、税収のコロナ後の回復などを見ていく中で、また、民間も含めて給与水準を高めていく、最近手取りを増やすというご意見もあるかと思いますけれども、特に公務員の人材確保といった観点からも、職員の皆さんのが給与を上げていくような基調にある中で、いわゆるあまり水を差すような形で首長だから抑えたほうがいいという議論はしないほうがいいと私自身は思ってまいりましたし、また、昨年や一昨年の答申でもそういったことは示されてきたかと思いますので、そういった意味で、もちろん住民の皆さんの意識とかけ離れた高額の給与、報酬にするということは謹むべきかと思いますけれども、そういった社会的な環境とか、賃金、労働条件等の状況などに鑑みて、客観的に決めていくということが、そしてまた、政治的にも中立的な立場で決めていくということが重要だと思っております。

岩倉会長 ありがとうございます。もう1点お聞きしたいと思います。ご専門の地方自治論などの観点から、少し大きな視点になりますが、公選職である特別職、区長や議員の方々の給与や報酬の在り方について、どのようにお感じになつてしまつりますか。

牛山委員 なかなか難しい、簡単には言えないと思うのですけれども、やはりその考え方として欧米などに見られるように、かなり報酬を低くして、それで代表としての役割というところに考え方を置いて、ボランティア的などまでは言いませんけれども、報酬を低くするという考え方も、もちろん欧米には自治体によってあるかと思います。もちろん国によつても違います。ただ、やはり日本の自治体の場合には、そういったことを踏まえてもかなり自治体の担つている仕事が多く、また、首長をはじめとする特別職の皆さん、あるいは議員の皆さんの職責も非常に大きいので、やはりそれに見合つた報酬を確保していくというところが大事なのではないかと思っております。

岩倉会長 ありがとうございます。

総務課長 宮崎委員がご到着されましたので、ご報告させていただきます。

宮崎委員 すみません。遅くなりました。

岩倉会長 ありがとうございます。皆様から様々なご意見を頂きました。まず、報酬を改定すべきか否かという点について、皆様にお聞きいたします。簡単でも結構ですので、引き上げ、それとも据え置き、または引き下げの理由などについてご意見を聞かせください。それでは、飯島委員からお願ひいたします。

飯島委員 杉並区というのは、先ほどの資料にありましたように58万人弱の人口がいるということで、区自体も相当面積が広いということでいろいろとあると思います。それで、杉並区として予算が9位ですか。随分上のほうにいるようなので、それなりの報酬アップをしたほうがいいのではないかと思います。特別職だからという是有るかもしれないのですけれども、やはり報酬をアップしても、最近の食品とかのいろいろな物の値上がりが普通ではないぐらいに私は生活で感じてゐるので、給与がアップしても、日常生活用品等がアップしていることによって、報酬のアップ感ではなくて、ひょっとし

たらマイナスになってしまっているのではないかというところも思いますので、それなりに杉並区として適正に上げていっていいのではないかと思っております。

岩倉会長 ありがとうございます。神谷委員、お願ひいたします。

神谷委員 2番目ですか。もうちょっと皆さん 의견を聞いてから答えようかなと思っていましたが、難しいところですよね。一般の企業と違って、一般の企業だと交渉のテーブルがあって、それはいろいろ状況に応じて、業績に応じて賞与というのが支給される、その支給率がある。ただ、今、飯島委員がおっしゃったように、税収ですよね。税収がそれなりに担保されているという状況から鑑みますと、今いろいろと、行政もいろいろな改革あるいは業務の煩雑化、そういったものを含めていきますとかなり負荷もかかっていらっしゃるのではないかと想像しています。したがって、いわゆる増額、プラスにするという考え方で、そのプラスの幅は分かりませんけれども、そういう考え方でよろしいのではないかと私自身は思います。

岩倉会長 ありがとうございます。酒井委員、お願ひいたします。

酒井委員 ちょっと組合的な考えをさせていただくと、我々だと残業時間の上限とか、もちろん労働時間の上限とかが決まっているのです。それに比べまして、もちろん区長、区議というと、いわゆる最低賃金もございませんし、時間外手当もない、どれだけ働いているのかということもちょっと見えづらいところもありますが、そういう観点から見て、やはり今の物価高も鑑み、少し世間並みというのでしょうか、通年どおりアップしたほうがよいのかなという立場でございます。

岩倉会長 ありがとうございます。田中委員、お願ひいたします。

田中委員 社会福祉の観点から、やはり物価の上昇とかで生活困窮者もたくさんいる状況の中で、区政の信頼性が区民に納得できるようなアップの程度だったら、その水準がちょっとよく分からぬのですけど、その程度のアップであったり、職責の重さとかを考えると、多少のアップは仕方がないのではないかという考えはあります。

岩倉会長 ありがとうございます。宮崎委員からもお考えをよろしいですか。

宮崎委員 すみません、遅れて到着したもので話の流れが見えておらず現時点での発言は控えさせていただければと思います。

岩倉会長 分かりました。では先に、牛山委員、よろしくお願ひいたします。

牛山委員 私も皆様の意見と同じように、財政状況や職員の給与の状況、人事院勧告を踏まえた状況なども踏まえて、やはりそういう賃上げとか報酬を上げていくということに水を差すべきでもないと思いますので、上げ幅の問題はともかく、これはされたほうがいいのではないかと思っております。

岩倉会長 ありがとうございました。ただいまのご意見をまとめますと、皆さん引き上げという方向だったのですけれども、宮崎委員はよろしいですか。

宮崎委員 異議ございません。

岩倉会長 本審議会としては、区の財政状況、民間の賃金や物価動向等を勘案すると、引き上げ改定することには区民の理解が得られるのではないかと考えてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、2つ目として、「引き上げ改定」を前提として、どのような水準の引き上げが望ましいかの議論に入りたいと思います。

具体的な引き上げ水準の妥当性を論ずるのに、フリーハンドで議論をするのは率直に申し上げて非常に難しいのではないかと思います。議論のベースや寄りどころになる目安を示してもらいたいと思いますので、国や東京都、またほかの団体の特別職報酬等の改定状況、または過去の事例などから、参考になる数値を示すことを事務局にお願いしたいと思います。

総務課長 それでは、資料6及び7に基づき、ご説明をさせていただければと思います。

それでは、杉並区のこれまでの特別職報酬等の改定状況、23区の現状、特別区人事委員会勧告の概要について、資料6を御覧いただければと思います。資料6「特別職報酬等の改定及び23区の状況」でございます。

1枚おめくりいただきますと、「特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移」というA3版、横の資料があると思います。1枚目でいきますと、左から「年度」「人事委員会勧告の推移」「当審議会の答申の推移」「審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移」となってございます。

まず、1段目一番上です。令和7年度の人事委員会勧告の内容でございます。公民比較等の結果、その格差、月例給は率にして3.80%、額にして1万4,860円。職員の給与が民間従業員の給与を下回っているということから、これを解消するため、「若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引き上げ」。特別給は「0.05月引き上げ」といった内容になってございます。

その1つ下ですけれども、これは令和6年度、昨年度ご審議いただいたものでございます。人事委員会勧告は、月例給は「初任給及び若年層を重点的に全ての級及び号給で引き上げ」、特別給は「0.02月引き上げ」といった内容となってございました。

その右は、当審議会でご審議いただいた結果となっておりますけれども、人事委員会勧告と区の財政状況などを勘案いたしまして、区長等の給料月額は「部長級職員と同水準の0.9%の引き上げ」、期末手当は「0.2月の引き上げ」が妥当であるという答申を頂いたところでございます。

さらにその右は、審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移の欄となってございます。令和5年度は議会で否決をされておりましたので、答申を踏まえた改定案と、議会で否決された旨を記載しておりますけれども、結果的にはこの年度について改定はなかったというところでございます。なお、令和6年度については、当審議会の答申どおり議会で議決され、表のとおり改定を行ったところでございます。

資料は、以下3ページにわたって平成19年度からの推移を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

続きまして、資料6-2をご覧いただければと思います。こちらは「23区別特別職報酬等の状況」となってございます。こちらはそれぞれ各区を調査したものでございまして、各区の条例で定める給料等の月額が記載されております。

表の左から、「区長」「副区長」「教育長」と並んでおります。まず、網かけして色の濃くなっている部分を御覧いただければと思いますが、区長につきましては、給料月額

は112万円3,000円で、23区の中での順位は18位。副区長につきましては、89万9,900円で19位。教育長は77万1,300円で20位となってございます。

常勤の監査委員につきましては、代表監査委員が69万3,700円で2位。その他の監査委員につきましては67万4,700円で5位となってございます。杉並区は、常勤の監査委員は代表監査委員だけとなります。また、監査委員は、条例で常勤の監査委員を置いているところと、置いていない自治体もございますので、表が埋まっていないところがあることはご了承いただければと思います。

また、報酬等について条例で定めていない区もございますので、記載されている区は条例で定めのある区のみとなってございます。

議長につきましては86万3,700円で23位。副議長は78万1,600円で20位。一般の議員につきましては60万1,100円で、22位となってございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、次は期末手当でございます。支給月数と年額でございますけれども、こちらも左から見ていきますと、区長については4.23月で年額771万円、順位は23区で3位。副区長も同様に3位。教育長は9位。代表監査は1位となってございます。

議長につきましては3.98月で、年額は498万円で18位。副議長は13位。議員は14位となってございます。なお、期末手当の計算方法につきましては欄外に記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

さらに1枚おめくりいただきまして、こちらは、給料等の月額と期末手当を合わせた年間の報酬の合計額となってございます。年間で見ますと、区長は2,314万円で23区中2位。以下、副区長は4位、教育長は15位、代表監査は1位。そして議長は23位、副議長は17位、議員は18位となってございます。

さらにもう1枚おめくりいただきますと、退職手当でございます。区長を御覧いただきますと、支給率が4.50月となってございますが、これは支給額でいいますと、1,516万円で23位となってございます。これは特例措置によるものでございまして、区長就任後の令和4年第3回区議会定例会におきまして、「100分の25に相当する額を減じて得た額とする」という特例条例が可決されていることにより、このような額になってございます。副区長は1,101万円で16位、教育長は20位、代表監査は4位となってございます。この退職手当は、任期まで4年間勤続した場合でございますけれども、教育長は任期が3年でございますので、3年となっております。

さらにおめくりいただきますと、特別職の在任期間中の報酬総額となってございまして、こちらは先ほどの月額の給料と特別給、そして退職手当を合わせた、任期中の報酬総額となってございます。区長の場合は、23区で18番目の1億774万円でございます。副区長は8番目、教育長が17番目、常勤の代表監査委員は2番目となってございます。

次に、民間賃金の動向を踏まえて10月14日に公表されました本年の特別区人事委員会勧告の概要につきましては、資料7を用いまして、職員厚生担当課長から説明させていただきます。

職員厚生担当課長 では次に、私から改定の1つの目安として本年の特別区人事委員会勧告の概要を説明させていただきます。

まず、この特別区人事委員会勧告は、一般職員の給与水準と民間事業所の給与水準を比較して出されるものでございます。昇給・昇格を前提とし、かつ、生計費や民間賃金の動向を調査した特別区人事委員会勧告を踏まえ決定する一般職員の職員給与と、任期があり、職務の特殊性に応じて決定する特別職の報酬等では、その性格は自ずと異なります。

一方で、人事委員会勧告は、先ほど総務課長から春闘結果等の説明がありましたが、こうした民間事業者の賃金動向を比較・反映しており、一般職の職員を対象とするものではありますが、公務部門の給与改定であり、区長等の特別職の給与や議員報酬の改定の検討に当たっても目安の1つとなるのではと考えてございます。そうした前提で説明をお聞きいただければと存じます。

それでは、去る10月14日に示されました令和7年の特別区人事委員会勧告の概要について説明いたします。資料7を御覧ください。上段の囲み部分が今回の勧告のポイントとなっております。

1点目は、「月例給の改定」についてです。民間との給与差、公民格差は1万4,860円、率にして3.80%となり、この格差を解消するため「若年層を中心に、全ての級・号給で引上げを行うことが適当」という内容になっております。本年は公民比較方法について見直しが行われ、比較対象企業の規模が、昨年の「50人以上」から「100人以上」に変更されました。これは、厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、大都市にふさわしい、より規模の大きい企業との比較が必要と判断されたためでございます。

なお、公民格差の算出に当たっては、「差額支給者」を除外する、一時的、特例的な措置を取っております。この差額支給者とは、平成30年4月に実施いたしました行政系人事・給与制度の改正により、給料表の切替えが行われた際、下位の級に移行した職員に対して、切替前の給与額を保障するために差額を支給している職員のことになります。

2点目は、「特別給（期末・勤勉手当）」です。民間の支給割合が年4.92月であることから、現行の4.85月から0.05月引き上げ、4.9月とする内容です。引上げ分は、民間の状況などを勘案し、期末・勤勉手当に均等配分することとしております。

今回の改定により、特別区職員の平均年間給与は約666万円から約693万6,000円へ、約27万6,000円の増加となります。

給与改定の実施時期は、月例給は本年4月に遡って適用、特別給は改正条例の公布日から実施することとされております。勧告の概要説明は以上でございます。

次に、水準を議論していただく際の具体的な数字でございますが、来年度の予算編成において人事委員会勧告の改定率等を特別職の報酬に当てはめた場合、増額幅がどの程度になるか試算するため、何パターンか増額率を仮定したものがございますので、議論の参考としていただくため説明をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

岩倉会長 結構です。それでは、参考資料として試算に関する資料を委員に配付することができますか。

総務課長 それでは配付させていただきますので、しばらくお待ちください。

(事務局 資料配付)

岩倉会長 それでは、配付した資料についてご説明をお願いします。

職員厚生担当課長 では、お配りした資料について説明いたします。今回の勧告は、昨年度と同様に若年層に重点を置きつつ、全ての級・号級で月例給の引き上げとなっております。参考として、行政職給料表の各級の改定率は、1級係員4.8%、2級主任3.9%、3級係長3.5%、4級課長補佐3.4%、5級課長3.4%、6級部長3.4%となっています。

お手元の資料は、今回の勧告に準じて期末手当の支給月数を0.05月引き上げるとともに給料月額の改定率を勧告の3.8%としたもの、もう1つは、6級部長職給料表の改定率3.4%でそれぞれシミュレーションしたものになります。

1ページが特別職、裏面の2ページが議長・議員について、それぞれ改定後の金額、増減額、増減率、年間の影響額を示しております。説明は以上となります。

岩倉会長 ありがとうございます。それでは、これらの資料を踏まえ、皆様からの意見を伺っていきたいと思います。

議論に当たりまして1点事務局に確認ですが、この改定の水準は、区長や議員に対する個々人の成果を評価して上げ幅をどの程度にするのかを論じるのではなく、あくまでほかの自治体との比較や民間の賃金動向に照らして、区長や議員という職の報酬額としての妥当性を論じるということで、よろしいでしょうか。

総務部長 ただいまの会長からご質問いただきました点について、私から少しお話をさせていただきたいと思います。

これは、昨年度の審議会でもこの点についてのご議論があったと記憶しております。昨年も、複数の委員の方から、今後も人材確保という問題が大変大きな課題、これは社会全般的な課題認識としてあるだろうというところで、この人手不足の懸念については、民間においても公務部門においても同じであるということからすれば、有用な人材を持続的に確保していくためにも、世の中全体としてやはり賃上げということが課題となっており、これはもう政府、労使双方でそういうことをしていくという流れがある中で、公務においてもそういった流れが当然ではないかという趣旨でご意見を頂いたということで記憶してございます。

また、本日の議論の中でも、杉並区という大きな自治体の首長、また、議員として活動するという職責の重さと、それに見合う報酬、給与ということで、その点が非常に重要なのだろうというご指摘も頂いたかと思います。それぞれの立場の中で区政運営に尽力していくということへの対価として、どのような金額が妥当かという点につきましては、これも先ほども申し上げました職責の重さに対する報酬額の妥当性という観点での議論をするべきだろうということが、本年もそういうことで議論を進めていただいたということで、私どもとしても認識しているところでございます。

岩倉会長 分かりました。区長や議員という職の報酬額としての妥当性を論じるということを前提として、皆様からご意見を頂ければと思います。また、そうした属人的な評価ではないという前提に立つのであれば、区長や副区長、議員などの職ごとに改定率等の取扱いの違いを設けず、全ての職について、同一の取扱いとすることとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 それでは、皆様からご意見を頂きます。給料月額、報酬月額のほか、直接の審議対象ではございませんが、期末手当についてもご意見をお願いいたします。

それでは、飯島委員、よろしくお願ひいたします。

飯島委員 杉並区という、すごく財政も豊かであってというところでありますので、やはりそれなりの期末手当アップがよろしいのではないかと思います。ちょっと1点、有能な人材を確保するために、若い人たちへの給与もアップしているということなのですけれども、その若い方の人材確保、それから育成。丁寧な言葉で言えないのですけれども、実際に残っているのですかということを聞きたいのですが、どうなのでしょう。

人事課長 残っているとおっしゃられましたのは、退職せずに残っているということですか。

飯島委員 そういうことです。

人事課長 いわゆる若年層の退職というのは、近年増加傾向にございます。このあたりは杉並区に限った話ではございませんで、他区の課長とよくお話しすることがあるのですが、どこの区もおしなべて同じ状況であります。こうした傾向は特別区に限らず他の自治体も同じだと思いますし、また、民間も同じなのかと思います。若年層は労働人口が減っていく中で、やはり人材の獲得競争になっているというところがございます。

育成といったご意見がありましたけれども、やはり給与面といったものは人材確保の上で労働者ですので欠かせないものではありますが、かといって、それだけで民間との獲得競争に勝てるということでもございませんし、やはり公務ならではのやりがいといったところを我々はもっともっと自己評価して、PRしていくということは今後ますます必要になっていくと考えております。

飯島委員 すごく厳しい状況だということは分かりました。最近の若い人はそうなのかなというところがありますね。例えば区の職員だけではなくて、民間もきっとそうなのだろうと思います。ただ、区の職員として入ってきたからには、やはりやりがいとか評価とか、そういうことで定着していっていただけるといいなと思います。

岩倉会長 ありがとうございました。そうしますと、飯島委員はこの2つのモデルパターンの。

飯島委員 どっちかということですか。

岩倉会長 いえ。これは参考ですので。

飯島委員 引き上げは、私はしたほうがいいと思います。

岩倉会長 ありがとうございます。神谷委員はいかがでしょうか。

神谷委員 難しいですね。今日初めて参加して、資料は事前にご説明いただいているのですが。その引き上げ率の点をほかの区と比べて考えたときに、それが妥当かどうかとい

うお話であって、労務の対価で決めるということとするならば、今お示しされたそれぞれの区の平均を取って、それを今回の報酬アップというのが私としてはそれが一番いいのかなという印象は受けています。

岩倉会長 ありがとうございます。そうですよね、初めてですものね。牛山委員にお聞きしてもよろしいですか。

牛山委員 上げ幅の議論でよろしいのですよね。

岩倉会長 そうですね。

牛山委員 先ほどご説明がありました6級部長職の水準というお話があつて、前回もそうなのですが、若い職員の人たちの上げ幅を大きくするというのは、子育て世帯とか、そういう人たちにも手厚くしていくことなので、そこで傾斜的に年齢に応じて少しづつ上げ幅を減らしてきていると思うのですけれども、そういう点で言うと、先ほどのお話にあったような幹部職員の上げ幅といったところに合わせて改定していくのがよろしいのではないかと思います。

岩倉会長 ありがとうございます。昨年に引き続きお願ひしております宮崎委員、お願ひいたします。

宮崎委員 審議会の前半部分の議論が見えていないのですけれども、今回はいろいろな面で物価高とか、本当に生活しにくい時代でもありますし、本当に短絡的な私の言い方ですけれども、期末手当を上げてもいいのではないかなど。時代の要請でお答えさせていただきました。

岩倉会長 ありがとうございます。酒井委員、お願ひいたします。

酒井委員 もちろん上げていくというお話で、私も同意します。令和5年度に議会で否決された話は、コロナから立ち上がってないときで民間の賃金も上がってないのにということであったと聞いていますが、「あのときはあれでよかったのかどうか」「今となってみれば」という話もあるかと思いますが、個人的にも今年は引き上げが妥当なのだろうなと思っております。

岩倉会長 なかなか上げ幅のご意見が出てこないので、1つは、3. 4%引き上げで期末手当を0. 05月というのが部長級と同じということでしたね。もう1つの、3. 8%引き上げ期末手当を0. 05月引き上げというのが全体平均なのですね。どこら辺が妥当なのかという感触で構いませんので、酒井委員、いかがですか。

酒井委員 いわゆる、先ほど神谷委員がおっしゃった、周りの区の平均を取っていただければなど。初回で勉強不足なところもありますので、その辺が私の限界だと思います。よろしくお願ひします。

岩倉会長 ありがとうございます。周辺区の平均という取り方というのはできるのですか。

総務課長 周りの区でも審議会を設置しており、大体私どもと同じ時期に開催して検討しているので、今年についての周りの区では今このくらいの率というのはなかなか出しづらいかなと思います。

ただ一方で、先ほど牛山委員からもありましたとおり、本審議会では、今までずっと管理職員の上げ幅を参考にということで議論になっていたことが多くございますので、念のため申し添えさせていただきます。

岩倉会長 ありがとうございます。最後に田中委員、よろしくお願ひします。

田中委員 初めてなので、アップ率というのはちょっと難しくて分からぬのですけれども、今、高齢社会でありますし、子育て支援もあり物価上昇もありまして、いろいろな問題が複雑化している中で、こういう状況の中でどの程度が妥当かというのが分かないのですけれども、区民目線で行けば本当に生活が大変不安だという方が多いと思うのですけど、その中でやはり特別職の方の職責は重いと思いますので、それに見合った働きをしていただければ一番よろしいと思うのですけれども、民間の特別給が4.92で、職員が4.85で、差が0.07月とここに記入されていますけど、その分の0.05月だったら引き上げは妥当なのかなと思います。そして、3.4%の報酬月額の引き上げが、これが本当に妥当とかは分からぬのですけど、この程度の引き上げがよろしいのかなというところです。

岩倉会長 ありがとうございます。従来より、一般職の部長級の上げ幅の改定という答申が多かったと思うのですけれども、他区でも比較的そこで落ち着いているような感じなのでしょうかね。

総務部長 今年度の状況はまさに今どこの区でも同じようなということで、先ほど総務課長からお話ししたのですけれども、今年度の特別区人事委員会勧告の6級職である部長級の給料表が、今、会長からもあったとおり3.4%引き上げということになったことについては、これは特別区23区がもちろん同じ形で今、勧告は出ておりますので、特別区長会全体として23区統一で区長会と職員団体とで交渉中という状況でございます。

昨年度は部長級が0.9%引き上げということで、職責の重さということに鑑みたときには、幹部職員の部長級のアップ率を目安に考えるのが妥当であろうということで、この審議会でも部長級の上げ幅という結論での答申を頂いたということ。先ほど牛山委員から、昨年のことも踏まえてということでのご発言があったかと思いますけれども、確かに3.4%が妥当なのかどうかというところの評価というのはなかなか難しい。

3.4%がいいのか、3.8%がいいのかというところでの皆さんのご発言だとは思うのですけれども、どこの区もやはり審議会として独自にそこを計算することはなかなか難しい中で、賃上げという全体の状況を見て上げるということを方向として判断していただいた上で、上げ幅についてはより客観的な目安として、特別区ではこの人事委員会勧告というものが客観的な指標の一つであろうということで、中でも一般職全体の給料の上げ幅ではなくて、職責の重い幹部、部長級職のアップ率に沿うというのが特別職の報酬としては妥当ではないかという結論を出す自治体が多いのは、昨年度も一昨年度も同様の傾向かなと事務局としては考えております。

岩倉会長 ありがとうございます。そうしましたら、先ほどの牛山委員から部長級の引き上げがよろしいのではないかというご意見を頂いたのですけれども、皆様ご異議はございませんか。

神谷委員 パーセンテージはどういう感じになるのでしょうか。パーセンテージを決めたほうがいいですよね。

岩倉会長 そうなのです。パーセンテージ。

神谷委員 曖昧に「分からぬ」とは言っていますけれども、どこか。

岩倉会長 どこかを参考にして、この引き上げ率をということで。

神谷委員 私は個人的には、3.4%引き上げ及び期末手当0.05月引き上げというところですかね。皆さんはどうか分かりませんが。

岩倉会長 酒井委員はいかがですか。

酒井委員 同じです。

岩倉会長 宮崎委員はいかがですか。

宮崎委員 同じにさせていただきます。

岩倉会長 飯島委員はいかがですか。

飯島委員 私も、神谷委員がおっしゃったように、それでいいと思います。

岩倉会長 ありがとうございます。そうしましたら、皆様からのご意見で、民間の賃金動向を勘案すると、引き上げ改定は区民の理解を得られると考える。改定率については、本審議会がこれまで採用してきた一般職の部長級の改定率を参考にするという考え方になります。期末手当も、勧告の月数を引き上げても特段問題はないのではないかという方向性が整理できました。この方向性でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 ありがとうございます。それでは、具体的な数字で申し上げますと、まず一般職員の給料月額については、若手職員を重点的に全ての職員で引き上げとなっていることから、これまでの例により部長級職と同等の改定率として、区長・副区長・教育長・常勤の監査委員については、給料月額を3.4%引き上げることが適当である。

特別給については、0.05月分の引き上げとなっていること、これに加えて、特別職の現状の給与水準や区の財政状況等も踏まえると、期末手当を0.05月分引き上げることも特段問題ないということでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 では、次に議員の報酬等についてまとめますと、議員については、区議会議員の報酬等については、区長などと同様に報酬月額を3.4%引き上げることが適当である。期末手当を0.05月分引き上げることも特段問題ないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 ありがとうございました。以上、具体的な数字も含めて確認いたしました。

次に、これらを改定する場合の実施時期について、事務局から説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、ご説明させていただきます。今、委員の皆様方に方向性を整理していただいたとおり、報酬等を改定する場合の実施時期につきましては、これまでの例でいきますと一般職員と同様としておりまして、これが過去に遡って実施される場合は、答申のあった月からということになってございます。現時点では、先ほど部長から申し

上げましたとおり、一般職員の給与等の改定については、職員団体等と現在交渉中となってございまして、確定はしていない状況なのですね。例えば12月に差額を支給するという場合には、特別職も同様ということになります。

今回も、このような取扱いでよいかどうか、ご審議いただければと思います。以上でございます。

岩倉会長 ただいまご説明がありましたけれども、実施時期は職員と同様とするのが慣例ということですが、何かご意見、ご質問はございますか。特ないようですので、一般職員と同様の実施時期とすることが望ましいということで、意見を付すということでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 ありがとうございます。以上で、特別職等の報酬、給料の額等についての審議を終了いたします。

それでは次に、政務活動費に関する審議に入ります。資料8「政務活動費関係資料」について、事務局から説明をお願いいたします。

区議会事務局次長 私からは、お手元の審議資料8「政務活動費関係資料」に沿ってご説明をさせていただきます。

審議資料8-1から8-3は、政務活動費に関する条例、規則、規程でございます。
審議資料8-1の2ページをお開きください。

条例第9条では、政務活動費を充てることのできる経費の範囲として、「区政の課題や区民の意思を把握し、区政に反映させる活動や区民福祉の増進を図るために必要な活動に充てることができる」としております。3ページから4ページにその活動に要する経費として、「調査研究費」「研修費」「広聴広報費」等、10項目を掲げております。

審議資料8-3の1ページを御覧ください。一方、こちらの規程第2条では、政務活動に要する経費に該当しないものとして、9項目を明示しております。議員の活動は多種多様でございますが、そのうち、「選挙活動」「政党活動」「後援会活動」に関する経費等は、政務活動費としては計上できないことを規定しています。

次に、2ページから4ページの表は、政務活動に要する経費細目として、使途に関する内容を記載しており、区民からの疑義等に説明できるよう、具体的な支出の基準を設けているものでございます。

続きまして、審議資料8-4は、23区の政務活動費の状況です。杉並区は、年額192万円、月額16万円で23区中10位でございます。平成13年度の条例制定時以降、額の改定がなされていない区は、杉並区を含めて18区、引き上げは2区、引き下げは3区となっております。台東区においては、本年4月から月額2万5,000円引き上げられ、月額15万円となっております。杉並区議会においては特段この間、議会内で政務活動費の金額の増減についての議論は行われておりません。

次に、審議資料8-5に、杉並区における政務活動費の推移を記載しています。ここ数年の規程改正の主な内容としましては、4ページでございますが、令和2年に、月極駐車場代は計上できない等としております。また、昨年度は規程の改正等は行わず、記載の3点について、引き続き令和7年度に検討を行うこととしております。

次に、最後のページの「2 自主改善」としまして、正副議長を含めた、議員による「杉並区議会政務活動費調査検討委員会」において、検討を重ね、前述の規程や手引きの改正等に取り組んでおります。当該委員会の検討に当たっては、弁護士、公認会計士等の学識経験者を構成員として設置した「杉並区議会政務活動費専門委員会」での政務活動費の使途に関する意見等を参考にしております。

今後も区民目線が厳格化する中、区民の納得と信頼が得られるよう、不断の検証と見直しを行ってまいります。

3の金額の推移につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、審議資料8-6を御覧ください。令和6年度の政務活動費支出状況でございます。政務活動費の議員個人への交付分は、延べ35人、6,720万円。100%執行した議員が14名で、執行率は82.9%。また、会派への交付分は2会派で2,304万円、執行率が68.8%です。全体での交付金額は9,024万円、支出総額は7,157万円余、返納額は1,866万円余、執行率79.3%となります。

私からの説明は以上でございます。

岩倉会長 ありがとうございます。それではまず、ただいまの説明に対してご質問があれば先にお受けいたします。いかがでしょうか。

酒井委員 政務活動費の個人別と会派別がございますが、金額は出ていますけど、この内訳というのを見られるのですか。

区議会事務局次長 収支報告書というのがございまして、それぞれの議員とかそれぞれの会派がどういう支出細目にいくら使っているというのは、ホームページで公表しています。「いつ、いくら」という出納簿については、窓口で閲覧できるような形になってございます。

酒井委員 分かりました。

岩倉会長 ほかにご質問ございますか。

神谷委員 質問というよりは、今いろいろと政治とお金の問題はすごく国民の注目的な内容だと思います。それがなぜかというと、やはり不透明感が強い。本当にこういったお金がきちんと帳簿に記載されたり、ちゃんと分かるようになっているのか。ただ、ちょっとここはダークなところがある。監視する必要がある。ですから、こちらのほうで示されている杉並区議会議員の皆さんの政務活動費が非常にディスクローズされていてクリアであると考えるならば、特に異論、異議はないです。ただ、それをそのように信じるということが今の私のスタンスです。ただ、今、酒井委員がおっしゃったように、どこまで本当にきちんとされているのかというの、これはもう信じるしかない。その公表はホームページに記載されているということなので、それを見て「なるほど」と納得するということなのだろうと思います。質問というか、私の感じたことを申し上げさせていただきました。

岩倉会長 ありがとうございます。議員の活動の仕方もデジタル化になったりとか様々な変化があると思いますけれども、区議会以外での議員活動というのはなかなか可視化することは難しいと思うのですが、議員活動などについて何かご意見ありますか。

飯島委員 すごく規程が細かく書かれているので、しっかりできているなと思います。議員から特段、支給について何も意見がないということなので、「じゃあ、このままでいいのかな」と思ってしまうのですが。あとは透明性ということに関しては、区議会にお任せして、私たちはホームページを見るとか、気になったら直接窓口に行って見せてもらう、そういうことをするしかないのかなと思います。この活動費の一覧表に目を通したところ、「交付はなし」という議員がいまして、要らないということだったのですか。

区議会事務局次長 議員によっては、使わなくていいという考え方の方もいらっしゃいます。また、最初にご質問を頂いたように、やはり透明性の確保ということは非常に大切な視点でございまして、そちらにつきましては、杉並区議会政務活動費調査検討委員会の中でも、どこまで公表していくのが妥当であるかということは、毎年検討を進めているところでございます。

岩倉会長 ありがとうございます。ほかに質問等ございますでしょうか。

田中委員 議会の動きはよく分かるのですけど、やはりこういう個人的な活動というのは、今ホームページを見れば分かるようなのですけれども、本当に分からないので、これが月に16万円が妥当か分かないのですけど、個人的に信頼して、不透明なことはないだろうと思っているだけで、この16万円が本当に活動費として正当なのかということはちょっと疑問なところもあるのですが、これによって議員の地域活動を信頼できるならば、このままの金額でいいのかなと思います。

ただ、本当に個人差が随分あるのだなと思っていますので、そのところがどうなのかなど。この16万円は必要ではない方もいらっしゃるということですよね。そこはちょっと個人的に聞いてみないと分からないですね。

区議会事務局次長 議員の活動は多種多様で、今SNSで運営したりとか、やり方もいろいろになっています。また、考え方も皆さん議員一人ずつによって政務活動費をどこまで使うかというのも、本当に議員それぞれの考え方に基づいて行われているというのが現状でございます。

岩倉会長 ありがとうございます。事務局の説明とただいまの質疑を踏まえまして、委員の皆様からご意見をお聞きしたいと思います。政務活動費の額だけでなく、制度全般についてのご意見でも結構です。まずは、牛山委員よろしくお願ひいたします。

牛山委員 政務活動費というのは、議員の皆さんが活動するに当たって必要な経費を貯うということで、やはり議員の皆さんも、何もなくうまくいっているときはいいのですけれども、昨今あるような首長の不祥事とか、杉並区はそういうことはないと思うのですけれども、そういうことがあった場合に、これを厳しく追求したり、非常に難しい局面を迎えるところがあると思うんですね。そういうときに備えて、いろいろな状況やいろいろな自治体の情報を調べたり、あるいは政務活動という形で区民の皆さんのお意見を取り入れていくような形で、この政務活動費を活用するという点において、私は必要な費用だと思っております。この政務活動費については議員の立場で言うと、有権者の目線とか、あるいは政治的な主張とかを踏まえて、活動費を使うとか使わないというご判断も出てくるのかもしれませんけれども、私はやはり一定の必要な経費といったものを

お示しすると。これを使っていただいて大いに区民の皆さんのために活動していただくということを前提にして、先ほどからご意見が出ておられるように、その透明性をきちんと確保する。その上でこの費用を維持し支給していくという制度として法定もされているわけですし、これを維持・確保していくという点で引き続きこの金額でよろしいかと思います。

岩倉会長 ありがとうございます。先ほど、飯島委員はこのままでいいというご意見でした。

飯島委員 議員から、特段何も議論されていないというか、何もないということだったのではないかなど思ってしまったのですが。

岩倉会長 ありがとうございます。宮崎委員お願ひいたします。

宮崎委員 私は同じでいいのですけれども、不明な点を質問できればと思います。交付金額と支出総額の返納額がなくゼロ表記になっているものは、金額以上を政務活動費に使っているということでしょうか。

区議会事務局次長 ゼロとなっているのは、192万円を全部使ったということですね。こちらから支給していたものを全部使ったということです。

宮崎委員 支給額以上を使用している方もいるのですか？

議会事務局次長 それ以上使っているかもしれませんけど、政務活動費として支給されたものは全部使ったという認識でございます。

宮崎委員 分かりました。

岩倉会長 ありがとうございます。そうしましたら、神谷委員お願ひします。

神谷委員 今、お話を聞いていて、牛山委員のおっしゃっていることは非常に説得力があるなど考えました。私個人としても、初めて参加というのが言い訳にはならないと思うのですけれども、ただ、分かりにくいことはいっぱいあって、一般の区民にとってはちょっと分かりにくいですが、牛山委員のおっしゃる内容でいいかなと思います。ただ1つ、最後のページに記載されている、宮崎委員も今おっしゃっていたのですけれども、支給はされていないというのは、本人ご自身の意向で「不要ですよ」ということなのでですか。

区議会事務局次長 そのとおりでございます。

神谷委員 そうですか。分かりました。

神谷委員 返納額というのがあるではないですか。これはもう、「頂いたけれども、結局使わなかつたよ」ということで、余った分を返しますよという話でいいのですよね。

区議会事務局次長 そのとおりでございます。

神谷委員 ということは、だんだん表の下に行くことによって「あれ？」という、そんな感じもするのですけれども、

酒井委員 ベテランの方。

神谷委員 ベテランで、やはりいろいろな活動費ということで完璧に消化されているのかなという印象を持ちました。

岩倉会長 ありがとうございました。酒井委員、お願ひいたします。

酒井委員 おおむね皆さんと同意見なのですが、庶民の目線で言わせていただくと、ガソリン代は2分の1とか、タクシ一代は年間24万円とか、すごく細かく決まっているのに、毎月16万円きっちりよく使えるな、というのが印象でございます。活動されている方は目に見て駅頭でも立ってらっしゃるし、ビラを100枚配れば何万円とかかりますから、そういうのも使っているのだなと思いますので、金額に関しては妥当だと思います。

岩倉会長 金額に関しては据え置きということですね。田中委員、お願ひいたします。

田中委員 議員によっては地域性もありまして、地域の中で活動が見える方もいらっしゃるし、全く分からぬ方もいらっしゃるのでけれども、地域のためにたくさん成果を出していくだければ16万円は妥当かなと思いますので、これで結構だと思います。

岩倉会長 ありがとうございます。それでは、政務活動費についての審議をまとめさせていただきます。現在のまま据え置くことが適当であるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 ありがとうございます。それでは、事務局にこれまでの審議内容を資料にまとめてもらいますので、少々お待ちください。

それでは、今回の諮問に対する答申に向けて、本日審議いたしました内容を改めて確認したいと思います。事務局から資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

ただいま事務局が配付した「本日の審議のポイント」概要等を御覧ください。これまでの審議内容とこのまとめの内容に相違はございませんでしょうか。

それでは、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、この内容を審議会の決定及び意見とし、答申文を作成してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 それでは、本概要の内容を基本として、皆様から頂いた意見を参考に答申文の案を作成してまいりたいと思います。ありがとうございます。

事務局から、答申文作成についての今後の流れについて説明をお願いいたします。

総務課長 皆様、様々なご議論、本当にどうもありがとうございました。今後の流れにつきましてご説明させていただければと思います。

本日、委員の皆様から頂いたご意見を踏まえ、会長と事務局で調整を行いまして、答申文の案をまず一旦作成させていただき、委員の皆様方にそれを送付させていただきます。委員の皆様におかれましては、この答申文案を一旦ご確認いただいて、「ここはこのようにしたほうがいいのではないか」という修正点がございましたら、指定の期日までに事務局にご連絡頂ければと思います。頂いたご意見等につきましては、会長と調整した上で、改めて皆様方に修正案を送付させていただきます。それで、最後にご意見を伺った上で答申文として確定いたしまして、会長から区長に答申するという流れで考えてございます。区長への答申に当たりましては、いま一度お集りいただく必要はござい

ません。提出した答申文につきましては、後日、改めて事務局から委員の皆様方にお送りさせていただきます。

以上が、今後の進め方になります。

岩倉会長 それでは、ただいまの進め方の案について、ご質問・ご意見を伺います。いかがでしょうか。それでは、答申文につきましては、皆様のご意見を伺った上で、最終的な調整は会長である私にお任せいただくという進め方で異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩倉会長 ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。

皆様のご協力により本日の議事は全て終了いたしました。最後に事務局から何かありますか。

総務部長 私から、事務局を代表して一言ご挨拶させていただきます。

本日、牛山委員におかれましては、体調が優れない中オンラインでご参加いただきまして、誠にありがとうございました。また、今回、委員の改選がございました関係で引き続きお引き受けいただいた委員の方もいらっしゃる中ですが、新たにご就任いただいた方につきましても、今日の議論の行方を私も一緒に聞きしまして、大変難しい内容の審議を快くお引き受けいただいたことを改めて感謝申し上げます。また、岩倉会長におかれましては、会長職もお引き受けいただきまして、改めてありがとうございます。

ご意見にありましたけれども、この特別職の報酬等の審議をするということに当たりましては、事務局もかなり事前に資料の準備、また、新しい委員の方には事前のご説明などもさせていただいたところではございますけれども、その引き上げの水準などを決めるということに当たっては、それぞれのお立場を超えて区民目線でというところで、また、庶民の視点でというご発言も頂きましたけれども、まさに区民の目でこの審議会の場でしっかりとご意見を頂戴したということだと思っております。様々な客観的な情勢もご説明申し上げましたけれども、それに加えて、委員の皆様お一人お一人のご見識と、加えて、区民目線からのご議論を頂けたのではないかなということで改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

本日、事務局で6時までということでご案内しておりましたが、長時間にわたりまして、ご審議いただきまして感謝申し上げます。

今後、答申文の作成は会長と事務局で調整いたしまして、できる限り速やかに委員の皆様にもご確認していただけるよう手続を進めてまいります。また、答申を正式に受けましたら、この審議会の結論を受けて、改定条例案として区議会にご提案させていただく準備に入ります。この報酬改定に係る議案の提案に際しましては、これも昨年も申し上げましたけれども、区議会に対して丁寧な説明に努め、ご理解をいただけるようにということで努めてまいりたいと思ってございます。

改めまして、本日の審議、これまでのご協力に感謝申し上げまして、事務局からのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

岩倉会長 以上で、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。